

平成22年度税制改正 所得税

～金融証券税制が変わります～

非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置が創設されます

(1) 非課税措置

< 制度の概要 >

20歳以上の居住者等が、非課税口座において管理されている上場株式等に係る配当等で、その非課税口座の開設の日から同日の属する年の1月1日以後10年を経過する日までの間に支払を受けるべきものについては、所得税が非課税とされます。

また、20歳以上の居住者等が、非課税口座の開設の日から同日の属する年の1月1日以後10年を経過する日までの間にその非課税口座に係る非課税口座内上場株式等の金融商品取引業者等への売委託等による譲渡をした場合には、その譲渡所得等については、所得税が非課税とされます。

そして、非課税口座内上場株式等の譲渡による損失金額はないものとみなされます。

① 非課税対象

非課税口座内の少額上場株式等の配当、譲渡益

② 非課税投資額

毎年、新規投資額で100万円を上限

(未使用枠は翌年以降繰り越すできません)

③ 非課税投資総額

最大300万円

< 100万円 × 3年間 (平成24年～平成26年) >

④ 保有期間

最長10年間 途中売却は自由

(ただし、売却部分の枠は再利用できません)

⑤ 口座開設数

年間1人1口座

(毎年異なる金融機関に口座開設可能です)

⑥ 開設者

居住者等(その年1月1日において満20歳以上である者)

⑦ 導入時期

平成24年から実施される上場株式等の20%本則課税にあわせて導入

< 適用時期 >

上記の改正は、平成24年1月1日以後に支払を受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等及び同日以後の非課税口座内上場株式等の譲渡等について適用されます。

なお、非課税口座の開設に必要な非課税口座開設確認書の交付申請書及び非課税口座開設届出書は、平成23年10月1日から金融商品取引業者等の営業所の長に提出できることとされています。

～参考～

非課税口座とは・・・

「非課税口座」とは居住者等が上記の非課税の適用を受けるため、金融商品取引業者等の営業所の長に対し、その者の氏名・住所等を記載した非課税口座開設届出書にその年分の非課税口座開設確認書を添付して提出することにより平成24年から平成26年までの各年において設定された上場株式等の振替記載等口座をいいます。

(1人につき1年1口座に限ります)

非課税口座にはその設定の日からその年12月31日までの間にその非課税口座を設定された金融商品取引業者等への買付けの委託により取得した上場株式等(その非課税口座を設定した時からの取得対価の額の合計額が100万円を超えない範囲内のものに限る。)及びその上場株式等を発行した法人の合併等により取得する合併法人株式等のみを受け入れることができます。

<参考事項>

～平成13年9月30日以前に取得した上場株式等の取得費の特例の廃止～

平成13年9月30日以前に取得した上場株式等の取得費の特例について、適用期限<平成22年12月31日までの譲渡>の到来をもって廃止することとされました。